

## 船舶事故調査報告書

平成26年2月6日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成25年11月25日 13時01分ごろ
発生場所	熊本県天草市 <sup>かめ</sup> 亀島東北東方沖 天草市所在の <sup>おにいけ</sup> 鬼池港防波堤A東灯台から真方位112° 1,300m付近 （概位 北緯32° 32.7′ 東経130° 12.3′）
事故調査の経過	平成25年12月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>たかちほ</sup> 高千穂丸、2.92トン KM3-24435（漁船登録番号）、個人所有 10.50m×2.05m×0.75m、FRP ディーゼル機関、40kW（動力漁船登録票による）、昭和53年12月6日
乗組員等に関する情報	船長 男性 79歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月27日 免許証交付日 平成21年3月24日 （平成27年1月24日まで有効） 甲板員 女性 74歳
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員の2人が乗り組み、平成25年11月25日12時15分ごろ、亀島東北東方沖の漁場に到着し、刺し網を投網し始めた。 本船は、12時30分ごろ、最後の12反目の刺し網を投網した際、プロペラに絡網した。 船長は、船尾甲板で甲板員と一緒に網を引き寄せ、絡まった網の片方を切り離れたものの、残る片方がなかなか切り離せなかったため、いつものように潜って切り離すと言い出した。 甲板員は、寒いからやめておくよう、制止をしたが、船長は、長

	<p>靴、上着、ズボン及び靴下を脱ぎ、裸足に長袖及びズボン下だけの下着姿となり、甲板員が、船長の方を見ながら、命綱を準備していたところ、13時00分ごろ、命綱を着けず、鎌を持ち、船尾から水中に入った。</p> <p>甲板員は、13時01分ごろ、船長の「あっ」という声が東北東方に向いていた船首方から聞こえ、すぐに船長を見つけたものの、本船から約20mの所において、すぐに沈んでしまい、浮いて来なかったが、当日、携帯電話を自宅に置き忘れて持参していなかったため、僚船等に救助を要請することができなかった。</p> <p>僚船船長は、12時00分ごろ本船が出港するところを見ており、本事故当日は翌日の揚網に備え、刺し網を投入するだけということを知っていたので、1時間もかからずに帰って来ると思っていたが、15時00分ごろになっても帰って来ていなかったため、単独で僚船に乗り、様子を見に行ったところ、網がプロペラに絡まっていた本船及び甲板上に横になって動けずにいた甲板員を発見した。</p> <p>僚船船長は、甲板員の足が少し不自由であり、風が出て来ており、時化て波が高くなっていたので、僚船で救助することを断念し、海上保安部に救助要請を行った。</p> <p>甲板員は、来援した巡視艇に救助され、本船は、ダイバーによって絡網が切り離された後、天草市御領漁港にえい航された。</p> <p>船長は、11月30日15時36分ごろ、天草市通詞島北東方約4.6kmの海上において、うつ伏せで漂流中のところを通り掛かった遊漁船船長に発見され、通報を受けた海上保安部の巡視艇に揚収されたものの、すでに心肺停止状態であり、病院に搬送された後、医師に内因性心臓死（内因性急性死）と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好  海象：波高 約1.5m、水温 約20℃、潮汐 上げ潮末期、潮流 東流の末期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、本事故時、17反積んでいた刺し網のうち、5反が本船上に残っていた。</p> <p>本船は、1年に1回程度、プロペラに絡網することがあり、本事故発生前の11月初めにもプロペラに絡網していたが、船長が、いつものとおり、僚船等に連絡することなく、自ら水中に潜り、プロペラに絡まった網を切り離すなどして対処していた。</p> <p>船長及び甲板員は、本船内に救命胴衣を所持しておらず、共に着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>不明</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>船長の死因は、内因性心臓死であった。</p> <p>本船は、亀島東北東方沖で投網中、プロペラに絡網した際、船長が、プロペラに絡んだ網を切り離そうとして水中に潜ったことから、内因性心臓死したものと考えられる。</p> <p>甲板員は船長の声を聞いて発見したものの、船長は、すぐに沈んで浮いて来なかったことから、急性死した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、亀島東北東方沖で投網中、プロペラに絡網した際、船長が、プロペラに絡んだ網を切り離そうと水中に潜ったため、発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロペラに絡網した際は、水温や年齢等を考慮し、救助を要請すること。</li> <li>・連絡手段として防水型携帯電話を常に所持しておくことが望ましい。</li> </ul>